

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成29年9月12日（火）15:07～15:14

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

<事務局>

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局参事官

篠崎 敏明 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

安藤 毅 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

小林 賢也 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

1 開会

2 議事 地域限定保育士試験の実施主体の拡大

3 閉会

○事務局甲 次に「地域限定保育士試験の実施主体の拡大」です。

原先生、お願いします。

○原座長代理 では、お願いします。

○事務局乙 引き続きまして「地域限定保育士試験の実施主体拡大に係る政令・通知について」という資料を2枚御用意していますので、そちらで御説明したいと思います。

2週間前ほど前にワーキングで厚労省から政令の案文について御説明をしまして、その際に、政令の条文またはその他の方法で調整を事務局とするようにということでお話をいただいております。現状の御報告ということでございます。

1番の政令につきまして、全体のスケジュールを書いていますけれども、法律を6月23日に公布しまして、政令については法改正から三月以内と書かれておりますので、今月の22日に施行することとしております。昨日、パブコメを締め切りまして、今週末には閣議決定をし、来週に公布というスケジュールになってございます。

下に条文がございますけれども、施行令第6条2項、3項と下線を引いている部分でございます。一番下に書いておりますが、政令につきましては、過去の条文の類例などから

上記のとおりとなっております。下に赤字で書いてありますが、指定試験機関の申請者が一般社団・財団かそれ以外の法人かで、審査に当たって差異が生じないように、通知の中で明記するという方向で厚労省と調整しております。2枚目に現在調整中の施行通知が書いてございますが、厚労省において検討している案文ということです。

「都道府県知事が指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせるに当たっては」ということで、指定試験機関の申請者が一般社団法人・一般財団法人か、それ以外の法人かに関わらず、ポツが何個かありますが、こちらは児童福祉法施行令とか国家戦略特区法施行令で記載されている要件を列挙してございまして、「等の要件が課されており、試験事務の適性かつ確実な実施が確保されるよう、万全を期すること」ということで、法人の種類に関わらず審査をすることを規定している方向で検討しております。

※の一番下にありますが、上記の記載を含めて通知文の全体については、現在厚労省で作成しております。別途、ワーキングにおいて厚労省から説明するというのを想定してございます。一番下ですが、通知文については法改正から三月以内という制約がございませんので、厚労省等と引き続き調整可能な状況ということになってございます。

以上でございます。

○原座長代理 ありがとうございます。

政令はあれですね。前回のときも、この一般社団・一般財団に限る必要はないでしょうという話をして、これは継続課題になっているという理解でよろしいですね。

○事務局乙 継続課題と申しますと。

○原座長代理 こういった議論を引き続きしながら、どこか直せるタイミングで直していただけたらいいと思うのです。

○事務局乙 議論自体は引き続きございます。

○原座長代理 だから、政令を直すタイミングで、そんなに、来週に直すというわけにはいかないでしょうけれども、どこか機会があるところで直していただくように、引き続き議論いただくと。

○事務局乙 今回はこういう形でご理解をいただければと思います。

○原座長代理 期限が切れていたからそこは別にそれでいいのです。

○事務局乙 ご指摘の点については、今後も中長期的に検討していきたいと思います。

○原座長代理 全然長期ではないのです。特区なので、過去の類例を直すことが特区の役割なので、これで終わりましたというわけには当然いかないと思います。そういう理解で、この間はお話を伺っていたのですけれども、そういうことでいいですか。

○事務局乙 現状としましては、明日にも整理をする状況でございますので。

○原座長代理 だから、今回のものはいいです。今回のものは法制局と協議して直してくださいと言っているわけではなくて、次の直せる機会に直すように、引き続き検討課題としてやってくださいということです。

○事務局乙 分かりました。

○阿曾沼委員 これはでも、通知の中でこうしてしまえば、もう直す機会はありませんというように見えてしまいますが、どうなのでしょう。

○原座長代理 通知で実際上こうやって法人のカテゴリーは関係ありませんということにするのであれば、政令の意味がないですから、そういうことだと思います。

○村上参事官 こういうものは引き続きしつこく言い続けたいといけなくて、機会を捉まえてちゃんとリクエストしていきます。

○原座長代理 これは継続課題ですとちゃんとあちらに伝えておいたほうがいいと思います。よろしくお願いします。

○事務局乙 分かりました。

○村上参事官 最後に一言、民泊のほうの検討状況の御報告です。

○原座長代理 簡単に済みますか。

○村上参事官 簡単に済みます。簡単に言いますと、全国規模で、国交省名で通知を出すのは難しいのですが、国交省が内容を確認した上で特区自治体向けに内閣府が連絡・通知を出すことは可能ということで文案を調整してはどうかという状況になっております。それは要するに、2項、3項を両方併記して改正することができるかと、特区民泊の場合は、ここはこのようにすべしということ、特区自治体に対しては内閣府名で国交省が確認した内容として通知するということです。

○原座長代理 形式はいろいろなやり方があり得るのだろうと思いますから、中身をまた御相談いただければと思います。

○村上参事官 分かりました。では、その方向で調整してみてもまた御相談に上がるということですか。

○原座長代理 ただ、この間の国交省に対して指摘したことは、特区の域内だけの話ではなかったように思うのです。

○村上参事官 全国的にやるべきだと。

○原座長代理 全国の話についても、どういう言い方をしたかは覚えていないのですが、あそこの標準規約の付録みたいなところでもう少し書き加えてもらえませんかみたいな話もしていたと思うので、それはそこの議論がないままに改正しましたと出してしまったのは大変遺憾なのですが、そういう話も含めて一度お話をしないといけなかなと思います。

○村上参事官 ちょっと確認してみます。2項、3項問題にフォーカスして議論していたものですから、失礼いたしました。

今日は以上です。

○原座長代理 ありがとうございます。

○事務局甲 ありがとうございます。

時間となりましたので、国家戦略特区ワーキンググループによるヒアリングを終了いたします。

本日は、ありがとうございました。